

能美市競争入札参加資格審査申請（物品等・建物等管理）
よくある質問

皆さんからよくある質問をまとめました。お問い合わせの前にご確認ください。
（随時更新します）

【質問 1】 他自治体の様式を書きかえて、申請書を作成してもよいですか？

【回答 1】 ホームページに掲載している、当市の様式を必ず使用してください。
他自治体の様式にて提出した場合、書類不備による再提出となることがあります。

【質問 2】 納税証明書（国税・石川県税）は税額入りの納税証明書で代用できますか？

【回答 2】 代用できません。現時点において未納がないことを確認する必要があります。
国税 個人の場合 納税証明書「その3の2」
法人の場合 納税証明書「その3の3」
石川県税 石川県税納税証明書（第2号の3様式）を取得し、提出してください。
各々の証明書の取得方法については、お近くの税務署、または県税事務所にお尋ねください。

【質問 3】 能美市在住の従業員の個人市・県民税を給与天引き（特別徴収）しています。この分も「能美市への納税」の対象になりますか。

【回答 3】 対象になります。事業所として能美市に納めるべき市税が個人市・県民税の特別徴収分のみである場合も、「競争入札参加資格審査申請書」内「能美市への納税の有無」欄については「有」を選択してください。

【質問 4】 役員名簿は何故提出する必要があるのですか。また、どの役職の者まで記載すればよいですか？

【回答 4】 能美市暴力団排除条例に基づき、役員等が暴力団等に関与していないかを確認するために使用します。個人情報に記載していただくこととなりますが、確認に必要な情報ですので、必ず記載してください。
法人の場合、登記事項証明書に記載されている役員全て（社外取締役、監査役も含む）を記載してください。
また、代理人を選任する場合は、代理人についても記載してください。

【質問 5】 参加資格の決定通知は届きますか？

【回答 5】 参加資格の決定通知は個別に発行しておりません。有資格者名簿への登載をもって参加資格の決定となります。
有資格者名簿は新年度4月の中旬頃に能美市ホームページに掲載しますので、各自でご確認ください。
なお、書類提出時にお渡しする「受理票」は、決定通知とは異なりますので、ご注意ください。

【質問6】 物品等と建物等管理の両業種を申請します。書類はまとめて郵送してもよいですか？

【回答6】 書類はまとめて郵送していただいて問題ありません。この場合、返信用封筒についても、1通のみの同封で構いません。

【質問7】 物品等の申請をします。参加申請書の「参加を希望する業種」欄には何を書けばよいですか？

【回答7】 ホームページ中「4. 提出書類と提出方法」→「参考資料」→「営業種目一覧」をご確認ください。物品営業種目コードを記載してありますので、該当する業種の分類番号を参加申請書に記載してください。いずれの業種にも該当しない場合は「30 その他」を選択してください。

【質問8】 物品等の申請をします。参加申請書の「主な取扱品目(業務内容)」には何を書けばよいですか？

【回答8】 「参加を希望する業種」に応じて、取り扱っている物品、提供できる業務等のうち主なものを、簡潔に記入してください。

特に、業種「30 その他」を選択する場合は、当該物品又は業務について、わかりやすく簡潔に記入してください。